

第25期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年7月12日（金曜日）
午前10時

開催場所

東京都港区新橋3丁目20番1号
TOWAJ'Sビル（本社ビル）
8階 J'Sホール

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

議案

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
第2号議案 取締役（監査等委員）3名選任の件

郵送又はインターネットによる議決権行使期限

2024年7月11日（木曜日）午後5時

目次

定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	7
事業報告	13
計算書類	26
監査報告	28
株主総会会場ご案内図	末尾



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/3329/>



東和フードサービス株式会社

証券コード：3329

ごあいさつ



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに第25期（2023年5月1日から2024年4月30日まで）定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

不安定な国際情勢、世界的な物価高騰、異常気象や自然災害の増加、人手不足など経営環境の変化に対応できる企業へ発展し、持続的な成長を果たすべく今期も取り組んでまいります。引き続きご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2024年6月
代表取締役社長CEO
岸野 誠人

証券コード3329

2024年6月25日

株 主 各 位

東京都港区新橋3丁目20番1号
東和フードサービス株式会社

代表取締役社長CEO 岸野 誠人

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.towafood-net.co.jp/>
（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主の皆様へ」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「東和フードサービス」又は「コード」に当社証券コード「3329」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年7月11日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年7月12日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区新橋3丁目20番1号
TOWAJ'Sビル（本社ビル）8階 J'Sホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第25期（2023年5月1日から2024年4月30日まで）
事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
第2号議案 取締役（監査等委員）3名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

【ご注意事項】

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項（事業報告のうち次の①～⑧、計算書類のうち⑨）を除いております。
 - ① 財産および損益の状況の推移
 - ② 主要な事業内容（2024年4月30日現在）
 - ③ 主要な事業所（2024年4月30日現在）
 - ④ 主要な借入先（2024年4月30日現在）
 - ⑤ 従業員の状況（2024年4月30日現在）
 - ⑥ 会社の株式に関する事項（議決権基準日：2024年4月30日）
 - ⑦ 会社の新株予約権等に関する事項
 - ⑧ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - ⑨ 「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

- したがいまして、当該書面に記載している事業報告、計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した事業報告、計算書類の一部であります。
- ◎総会当日の受付開始時刻は午前9時を予定しております。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎お土産および株主様控室のご用意はございません。
 - ◎本株主総会会場においては節電および環境への配慮から、会場内の空調を調整させていただきます。これに伴い、当社役員およびスタッフは軽装にて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席ください。
 - ◎株主総会決議ご通知は上記当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

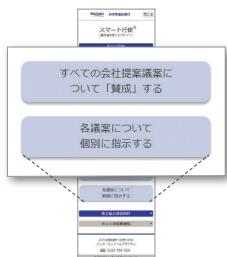
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

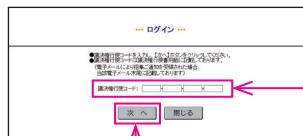
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

なお、2024年7月1日(月曜日)午前0時から午前5時までシステムメンテナンスのため「スマート行使」ウェブサイト及び「議決権行使ウェブサイト」がご利用いただけませんのであらかじめご了承ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。）3名全員は本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、新任取締役を含む4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、取締役会の諮問機関として社外役員が過半数のメンバーで構成される任意の指名報酬委員会にて審議し、取締役会に答申され決定したものです。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

岸野誠人

(1977年10月13日生)

所有する当社の株式数
790,800株

再任

在任年数 8年

取締役会出席回数
13回/13回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2006年 5月 東和産業株式会社取締役
2006年 5月 誠香インベストメント株式会社代表取締役社長（現任）
2006年 7月 東和アミューズメント株式会社取締役
2009年 6月 東和アミューズメント株式会社代表取締役社長（現任）
2010年 7月 東和産業株式会社代表取締役社長（現任）
2016年 7月 当社取締役
2018年 7月 代表取締役社長
2018年12月 株式会社クローバートーク代表取締役社長（現任）
2019年 5月 代表取締役社長CEO（現任）

■取締役候補者とした理由

岸野誠人氏は、取締役就任以降、環境の変化に対応すべく収益性の向上や合理化を図りながら持続的な成長戦略にリーダーシップを発揮しております。また代表取締役として経営全般の指揮をとり、豊富な知識と経験を有しております。同氏を適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

菅野政彦

(1958年1月6日生)

所有する当社の株式数
16,000株

再任

在任年数 22年

取締役会出席回数
13回/13回

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2002年 7月 取締役総務・人事グループ担当
2004年 7月 取締役執行役員営業本部副本部長
2006年 4月 取締役常務執行役員営業本部副本部長
2008年 6月 営業本部長安全安心推進室担当
2009年11月 取締役専務執行役員
2017年 5月 成果推進本部長（現任）
2018年 2月 代表取締役
2020年 7月 代表取締役副社長（現任）

■取締役候補者とした理由

菅野政彦氏は、主に営業面を統括する成果推進本部長として収益性ならびにQSCの向上に努めながら組織運営と人材育成に能力を発揮しております。当社の企業価値向上と持続的成長のために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

長谷川研二

(1975年3月26日生)

所有する当社の株式数
700株

再任

在任年数 4年

取締役会出席回数
13回/13回

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1998年 4月 東和産業株式会社入社
2012年 4月 当社へ転籍
2014年 4月 総務人事グループ部長
2015年11月 執行役員
2018年 2月 常務執行役員管理本部部長
2018年12月 IR・PR推進室ゼネラルマネージャー
2020年 7月 取締役執行役員管理本部長（現任）

■取締役候補者とした理由

長谷川研二氏は、管理本部長として当社の戦略にあわせた人財の採用や総務・法務・ISO推進等、管理体制の強化に努めてまいりました。またステークホルダーに対するIR・PR活動を統括しております。同氏を適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

かみむら たつや
上村達也

(1973年1月7日生)

所有する当社の株式数
1,100株

新任

・ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1997年4月 東和産業株式会社フードサービス事業部（現当社）入社
2002年9月 驛舎珈琲店（現：椿屋珈琲新橋茶寮）店長
2006年10月 椿屋珈琲新宿茶寮 エリア店長
2007年4月 椿屋珈琲新宿茶寮 スーパーバイザー
2012年2月 椿屋珈琲グループ チーフスーパーバイザー
2017年5月 執行役員（現任）
2024年5月 成果推進本部部長（現任）

■取締役候補者とした理由

上村達也氏は、長年にわたり店長としての店舗経営やスーパーバイジングを経て、現在まで執行役員として会社業績を牽引する椿屋珈琲グループの基準構築、人材育成、経営環境にあわせた業務改善など、多くの貢献をしております。現場の意見を経営に反映するため取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役（監査等委員である取締役を含む）等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役（監査等委員である取締役を含む）もD&O保険契約の被保険者となる予定であります。D&O保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第2号議案 取締役（監査等委員）3名選任の件

現任の取締役（監査等委員）3名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、取締役会の諮問機関として社外役員が過半数のメンバーで構成される任意の指名報酬委員会にて審議し監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会に答申され決定したものです。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

ねもと ゆう や
根 本 勇 也

(1976年10月29日生)

所有する当社の株式数

3,300株

再任

在任年数 2年

取締役会出席回数
13回／13回

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1999年4月 東和産業株式会社フードサービス事業部（現当社）入社
2002年4月 カフェコナッツ聖蹟桜ヶ丘店店長
2009年12月 営業本部インストラクター
2013年5月 椿屋カフェ横浜店店長
2018年4月 監査室チームリーダー
2021年7月 監査役
2022年7月 取締役（監査等委員）（現任）

■取締役候補者とした理由

根本勇也氏は、店舗での店長経験や本部スタッフとしての管理指導、企画、検証活動等の経験を監査業務に活かし、監査役ならびに取締役（監査等委員）として、現在も適切に業務遂行しております。同氏を適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

の みや るい し ろう
二宮 類 四郎

(1951年3月20日生)

所有する当社の株式数
1,000株

再任

在任年数 2年

取締役会出席回数
12回/13回

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年 4月 三洋証券株式会社入社
1988年 4月 三洋証券英国現地法人代表取締役社長
1994年 8月 三洋香港現地法人代表取締役社長
1997年 9月 スミスバーニー証券東京支店長営業本部長
1999年 11月 シティコープ証券株式会社取締役東京副支店長
2006年 11月 UBS銀行東京支店シニア・アドバイザー
2008年 1月 ジャパン・ウェルス・マネジメント証券株式会社副会長営業統括責任者
2012年 2月 あおぞら証券株式会社営業・企画共同本部長兼営業本部長
2018年 7月 当社監査役
2019年 4月 あおぞら証券株式会社リテール本部長付きアドバイザー
2021年 4月 公益社団法人東京乗馬倶楽部監事
2022年 7月 当社取締役（監査等委員）（現任）

■取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

二宮類四郎氏は、金融分野における専門知識を有しており、その豊富な経験を当社取締役として職務に適切に反映しております。また当社監査役および監査等委員としての経験から当社の事業内容に深い見識を有しており、監査等委員である取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

こし いし まさ ひる
興 石 正 博

(1951年12月21日生)

所有する当社の株式数
0株

再任

在任年数 2年

取締役会出席回数
12回/13回

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年 4月 合同酒精株式会社（現オエノンホールディングス株式会社）入社
2003年 7月 同社執行役員総務部長、監査室担当
2005年 3月 同社取締役、グループ総務・システム担当
2006年 2月 同社取締役経営戦略企画室長、グループ人事・監査担当
2007年 2月 同社取締役戦略法務室長
2010年 3月 同社監査役
2020年 7月 当社監査役
2022年 7月 当社取締役（監査等委員）（現任）

■取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

興石正博氏は、法務・経営戦略・財務面におけるマネジメント経験を当社取締役の職務に適切に反映しております。また当社監査役および監査等委員としての経験から当社の事業内容に深い見識を有しており、監査等委員である取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役（監査等委員である取締役を含む）等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役（監査等委員である取締役を含む）もD&O保険契約の被保険者となる予定であります。D&O保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

3. 二宮類四郎、輿石正博の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 二宮類四郎、輿石正博の両氏は、現に当社の社外取締役であります。社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、二宮類四郎、輿石正博の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以 上

【ご参考】スキルマトリックス

健全で透明性の高いコーポレート・ガバナンスを構築し、中期経営計画の実現に向け、当社取締役会がその意思決定機能及び経営の監督機能を発揮するために、特に期待する分野を項目で分けております。

各取締役の知識・経験・能力に基づき、特に期待するスキル・経験に●を入れたものが下記の一覧のとおりです。したがって、各人の有するすべての知識・経験・能力を表すものではありません。

氏名	企業経営	財務・会計	法務・ガバナンス	人事・労務	営業・オペレーション	商品・業態開発	店舗開発	教育・人材開発	生産・物流	IT・DX	環境・SDGS	リスク管理・BCP
岸野 誠人	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●
菅野 政彦	●		●	●	●	●	●	●	●		●	●
長谷川 研二	●	●	●	●				●			●	●
上村 達也	●		●	●	●			●				●
根本 勇也	●	●	●	●	●			●		●		●
二宮 類四郎	●	●	●		●							●
輿石 正博	●	●	●									●

以 上

事 業 報 告

(自 2023年 5 月 1 日)
(至 2024年 4 月30日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

2024年4月期の業績は、売上高123億82百万円（前期比114.2%）、営業利益は9億97百万円（前期比162.3%）、経常利益は10億49百万円（前期比159.7%）となり、当期純利益は7億4百万円（前期比165.4%）となりました。

当25期は国内の人流回復と海外観光客の流入増加によってイートイン需要が一気に高まり、客数では活況を取り戻した一年となりました。一方で不安定な国際情勢や天候不順を背景に原材料とエネルギー価格の高騰を受け、価格改定の実施も余儀なくされました。長期化する物価高騰は国内の消費意欲を減退させており、客数確保とコスト抑制は引き続き重要な経営課題となっております。

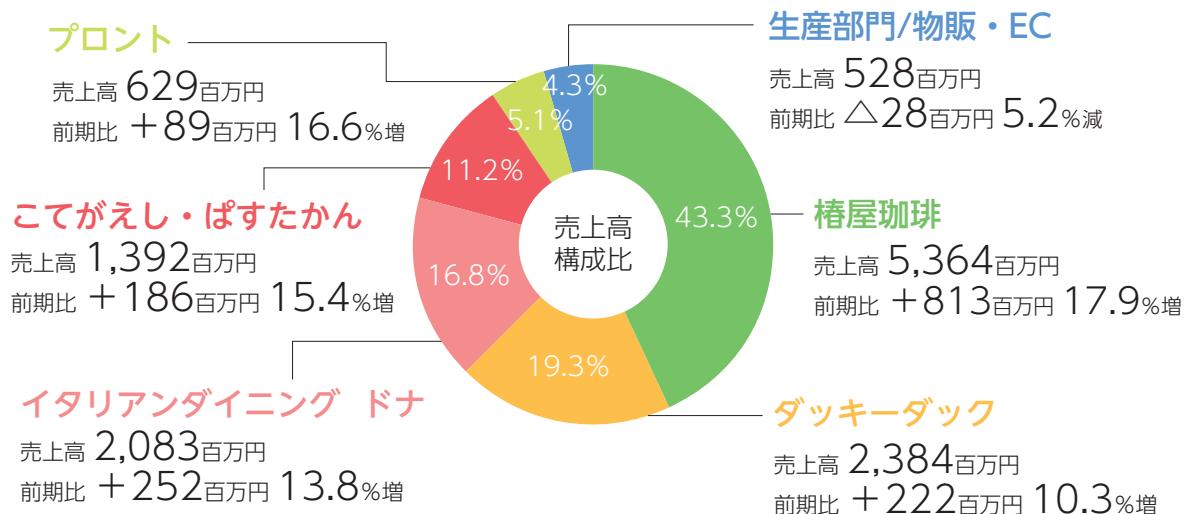
このような経営環境下、当社は生産性向上につながるDX化を推進し、自動釣銭機やキッチンディスプレイ、インカムの導入などにより労働時間を削減するとともに接客サービスの向上に努めました。一方、日々増加するお客様に、より快適に過ごしていただくため、アルバイト採用と教育の強化を図っております。前期末より推進している採用と教育研修の合理化・高質化を進めるため、トレーナー陣による本社集合研修を一年間継続してまいりました。これまで店長自身が行っていた店舗でのオリエンテーション業務や事務手続きなどの業務負担を軽減することで店舗営業に専念できる仕組みとなり、年間の研修参加者は約2,000名、店舗の業務負担軽減は8,000時間となりました。今期は研修・トレーニング施設を本社ビル内に設置し、社員を含めた従業員教育や基準づくりにさらに力を注ぐとともに、労務環境の改善を進めてまいります。

重要な客数確保策として導入した「椿屋珈琲グループアプリ」は1年目で13万人の登録会員の方にご利用いただいております。今後もお得なクーポンやおすすめのシーズンメニューのご案内などを発信してまいります。

新規創店につきましては「茶寮SiKi 椿屋珈琲クイーンズ伊勢丹仙川店」「こてがえし そごう千葉店」「TSUBAKIYA Jiyugaoka」の3店舗を出店いたしました。

2024年5月24日にはJR吉祥寺駅前に「椿屋珈琲吉祥寺茶寮」がオープンしております。スペシャルティコーヒーにこだわる椿屋珈琲の味を生み出す珈琲焙煎所も今期中の着工予定で現在進めておりますので、どうぞご期待ください。

部門別売上実績



	区 分	第24期 (2023年4月期)	構成比	第25期 (2024年4月期)	構成比	前期比
		千円	%	千円	%	%
	榎 屋 珈 琲	4,550,279	42.0	5,364,220	43.3	117.9
	ダ ッ キ ー ダ ッ ク	2,161,545	19.9	2,384,376	19.3	110.3
	イ タ リ ア ン ダ イ ニ ン グ ド ナ	1,831,652	16.9	2,083,722	16.8	113.8
	こ て が え し ・ ぱ す た か ん	1,206,608	11.1	1,392,736	11.2	115.4
	プ ロ ン ト	539,547	5.0	629,303	5.1	116.6
	生 産 部 門 / 物 販 ・ E C	556,952	5.1	528,163	4.3	94.8
	合 計	10,846,585	100.0	12,382,521	100.0	114.2

部門別の概況につきましては、以下のとおりです。

『椿屋珈琲グループ』（期末店舗数52店舗 増減なし）

椿屋珈琲グループの売上高は53億64百万円（前期比117.9%）となりました。

「ゆとりとくつろぎの60分」を店内で過ごしていただくため、高級感のある内装、落ち着いた雰囲気、接客サービスなど、ブランド化を推進してまいりました。

また珈琲には国内総流通量の5%程度と言われる「スペシャルティコーヒー」と定義づけられた希少価値の高い豆のみを使用し、商品の品質や抽出スキルを高めることで満足度向上にも繋げております。26期中に新たな珈琲焙煎所の竣工、稼働に向けて進行中です。

昨年4月にシュークリーム製造設備を設けオープンした物販専門店「ケーキ・洋菓子 椿屋珈琲 五反田店」は、イートイン需要が回復する中でも順調に推移し、収益モデルが確立できました。

『ダッキーダックグループ』（期末店舗数20店舗 増減なし）

ダッキーダックグループの売上高は23億84百万円（前期比110.3%）となりました。

旬の食材を使用したホームメイドケーキと手作り感のある食事を提供し、ハレの日や女子会需要が高い業態です。ケーキスタジオ併設店では、専属パティシエールが限定ケーキを製造する様子もお楽しみいただけるほか、ご希望のデザインにそったご予約限定バースデーケーキなどが好評です。

『イタリアンダイニング ドナグループ』（期末店舗数22店舗 増減なし）

イタリアンダイニング ドナグループの売上高は20億83百万円（前期比113.8%）となりました。

「本格イタリアンをカジュアルに楽しめる店」をコンセプトに、自社製にこだわった生麺、パスタソース、ドレッシングを使用し、大小パーティではご要望にあわせた特別メニュー、料理にあわせたお酒の提案など、付加価値の提供に努めております。

『こてがえし・ぱすたかんグループ』（期末店舗数13店舗 増減なし）

こてがえし・ぱすたかんグループの売上高は13億92百万円（前期比115.4%）となりました。

「もんじゃ革命」と題して看板商品「築地もんじゃ」を育成し、新たな客層の掘り起しに成功しております。特に訪日外国人の取り込みには早くから多言語化に取り組んだ成果も見られました。人で行うべき調理・サービスをより充実させるべく、DX化を推進したことで生産性も向上し成果に繋がっています。

『プロント』（期末店舗数4店舗 1店舗減少）

プロントの売上高は6億29百万円（前期比116.6%）となりました。

弊社がフランチャイジーとして運営するプロントでは、日中はカフェとしてコーヒー・トースト・マフィンやランチパスタを、夜間は一人からグループ客までお酒の需要回復にあわせて、「キッサカバ」として気軽にお酒を楽しめるシーンを提供しております。

【生産部門／EC事業／物販催事事業】

生産部門の売上高は2億86百万円（前期比104.8%）となりました。

外食需要の回復により、カミサリーで製造するパスタソース・ドレッシングの外部販売が堅調です。生産性向上策として、急速冷凍設備および省エネかつ環境に配慮した空調設備の導入も行いました。

EC事業の売上高は1億67百万円（前期比96.8%）となりました。

自社サイト「椿屋オンラインショップ」では、ハレの日需要にふさわしいギフト商品の開発に加え、店舗で受け取りが可能なネット注文、物価高騰を受けお得な商品開発など、お客様のニーズに合わせた対応を心掛けております。

物販催事事業の売上高は73百万円（前期比78.6%）となりました。

イートイン需要の回復にあわせて、出店基準を見直しながら、ホームメイドケーキを中心に出店しております。

【サステナビリティの取組み】SDGs ゴール3.12.14

食品リサイクルの分野において戸塚カミサリーで取り組んでいる生麺端材の有効活用について、今期の総量は7.1トンとなりました。引き続き「横濱ビーフ」（株式会社小野ファーム様）の飼料として提供しており、あわせて廃棄物処理で発生するCO₂削減とコスト削減にもつながっております。

深川コンフェクショナリーで発生する動植物性残渣につきましても、5.4トンを飼料原材料と、454Kwの発電リサイクルに活用しております。

その他、売上の一部を小児がん治療のために寄付する社会貢献活動、環境に配慮した副資材の使用も全店で徹底し、当25期からは新たに工場で発生する廃油をSAF（持続可能な航空機用再利用燃料）として活用し、大気中のCO₂削減に貢献できるよう取り組みを始めております。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



東和フードサービス株式会社は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

(2) 対処すべき課題

① インフレ・食材高騰への対応

我が国経済は長く続いたデフレ経済を脱却し、インフレ経済への転換点を迎えています。円安、労働力不足によるコストプッシュ型の物価上昇においては、価格転嫁の余地は少なく、安定収益の確保には、より一層のコスト管理とメニューの高付加価値化による価格の適正化が課題です。当社においては、食材高騰の対応として、「原価管理の精度向上」、「持続可能な食材調達」、「セントラルキッチン生産性向上」を通じて、食材の品質を損なわずに食材原価率の上昇を抑制できるよう努めてまいります。

「原価管理の精度向上」においては、仕入れ食材のマスタデータと売上データを紐づけ、リアルタイムの理論原価率の確度を高めることで、レシピの見直しや、オーバーポーション、オーダーミス、在庫管理による食品ロスの見える化により、食材原価の適正化に努めます。また当社では、仕入れ購買とメニュー開発をひとつの部署で一元的に管理しています。気候変動等による食材価格の急騰においては、迅速にメニューラインアップやレシピの改訂を行い、対応してまいります。

「持続可能な食材調達」においては、より安定的に安全で高品質な食材を確保することが課題です。自社で焙煎する年間90トンの珈琲豆は、“From seed to cup”をコンセプトに、生産から抽出まで一貫した品質基準をクリアした「スペシャルティコーヒー」を使用しています。フェアトレードによる生産農家への現地買い付けを行い、栽培から収穫、生産処理まで農家との関係性を深めることによって、より安全で安心な持続性の高い高品質な珈琲豆の調達を実現します。昨年開催された日本スペシャルティコーヒー協会（SCAJ）主催のサイフォニスト大会においては、椿屋珈琲所属の従業員が日本一の栄誉に浴し、スペシャルティコーヒーの普及に貢献いたしました。



当社では、メニューで使用する食材の約半分をセントラルキッチンで集中的に加工製造し、店舗の調理負担を軽減しています。前期末には戸塚工場に急速冷凍設備を導入し、製造過程の滞留時間を圧縮したほか、省エネルギー性能の向上により今夏は電気使用量の低減が見込まれます。

また物流においては配送委託先の休配に対応すべく、出荷時の入り数や容量の見直しによる配送個数の最適化を行うと同時に、製造管理の見直しにより、品質を維持した上で賞味期限を延長し、物流コストの上昇を抑制してまいります。またサステナビリティの取り組みとして、製造過程で排出される約1トンの廃油を航空機用再利用燃料（SAF）としてリサイクルしているほか、製造過程の食品ロスを低減するために、仕入れ先で下処理されたカット野菜を加工用食材として使用しています。仕入れ先の廃棄食材は堆肥や飼料として利用されており、サプライチェーン全体での対応を一義とした食品ロスへの取り組みを推進しております。

② 労働力不足への対応

生産年齢人口の減少により、労働集約型のサービス業は未曾有の労働力不足の対応に追われています。労働力確保の競争は激化し、募集・採用コストは増加傾向です。また戦力化のための教育研修費、時給や給与だけでなく、福利厚生や労務環境の改善も喫緊の課題です。

当社はこの労働力不足の対応として、以下の3つをテーマに課題解決の優先順位を高めています。

①労務環境の改善 ②賃上げ・福利厚生の拡充 ③やりがい・成長実感の向上

現在、年間の休日取得、時間外労働に目標を設定し、人材の確保と育成、応援体制の整備を進めています。当25期は椿屋珈琲グループでの取り組みが先行し、年間取得休日は平均123日間（公休・有給を含む）、月間の時間外労働時間は平均で約17時間となりました。この成果を会社全体の取り組みとなるよう要員計画を整え、制度設計に活かしてまいります。

インフレ経済への転換期を迎え、定期昇給等の賃上げは人材確保の前提条件ととらえています。福利厚生制度においても見直しを行い、従業員とその家族に対する家族手当や奨学金返済の支援制度などを中心に拡充を行いました。

またスキルアップを通じたキャリアパスを明確化し、「やりがい・成長実感」の醸成を図るため、入社した全従業員を対象とする研修制度を整備し、専任のトレーナーによるオペレーションと接客技術の向上を図る研修を実施しています。研修センターでは、キッチン、レジ、オーダーシステムなど店舗同等の設備を配備し、接客および業務スキルの基準の統一を図りながら、スキルアップによる「やりがい・成長実感」の醸成につなげてまいります。



③ マーケット競争の激化への対応

競争が激化する外食企業が直面する課題のひとつは、競合他社との差別化とブランド価値の向上です。またポストコロナにおける「職住近接」や「リモートワークの普及」、付加価値の高い商品・サービスを欲求する「こだわり消費」など、消費者のライフスタイルや価値観は変容しています。店舗開発においては、店舗の8割が出店する商業施設では、更新のない定期借家賃貸借契約が基本となり、「収益店の退店リスク」は常態化しています。労働力不足を背景にストアオペレーションを十分に見直し、「省人力設備を活用したQSC（クオリティ・サービス・クリンリネス）の維持・向上」も重要な課題に挙げられ、店舗開発と業態開発の強化に取り組みます。

更新のない定期借家契約の期限を「業態ブラッシュアップ」のチャンスととらえ、デベロッパーへの大規模改装や新業態の提案により長期契約の獲得に努めます。定期借家契約の期限を迎えた「こてがえし 浦和パルコ店」では、これまでの閉鎖的な内装から、より広い客層が入りやすいオープンな雰囲気への改装の提案を行い、長期の契約締結につながりました。テーブルオーダーシステムやキッチンディスプレイを新たに導入してオーダー処理効率を高めると同時に、主力メニューの「お好み焼き・もんじゃ焼き」を客席で調理するサービスを展開し、客数増に結びついています。



また今期は普通借家契約を条件とした路面ビルへの出店も強化してまいります。



2024年5月24日(金)オープン 「椿屋珈琲 吉祥寺茶寮」

当社は労働力不足によるQSCの低下を防ぐため、省人力化を推進する「生産性向上パッケージ」を作成し、業態や店舗の運営状況に応じた生産性向上設備の導入を随時実施しております。既に自動釣銭機の全店配備や予約管理システム（EPARK）、QRコードによるモバイルオーダーシステム（インバウンド対応）、インカム、キッチンディスプレイなどを配備し、オーダー処理の効率化を進めているほか、今月は店舗スタッフの業務プロセスや事務作業の低減を課題に掲げ、シフト作成等の管理業務負担の低減に努めてまいります。

昨年4月より開始したポイントアプリの展開においては、登録者数が13万人を超えました。同時に展開するLINEの有効会員は22万人を有しています。全業態およびECサイトで利用できるポイントサービスの充実や定期的に配信されるクーポンの活用、新メニューの紹介等により、優良顧客の囲い込み、来店頻度の向上につなげてまいります。今後も実店舗とポイントアプリ、SNS等との「ネットとリアル連携」を深め、デジタルマーケティングの推進を通じたカスタマーリレーションシップの向上による、顧客体験価値のさらなる向上を目指してまいります。



アプリインストール方法

- ← 左記の二次元コードをお手持ちのスマートフォンで読み取るか、各アプリストアにて「榎屋珈琲」で検索してください。

(3) 設備投資および資金調達の様況

当事業年度において実施した設備投資の総額は、4億5百万円（敷金および保証金を含む）であります。その主なものは、当事業年度における3店舗の新規出店、及び改装1店舗であります。これらの設備投資資金は、全て自己資金によって賄いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の様況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲受けの様況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の様況

該当事項はありません。

(8) 重要な親会社および子会社の様況

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	岸野 誠人	誠香インベストメント株式会社代表取締役社長 東和アミューズメント株式会社代表取締役社長 東和産業株式会社代表取締役社長 株式会社クローバートーフ代表取締役社長
代表取締役副社長	菅野 政彦	成果推進本部長
取 締 役	長谷川 研二	管理本部長
取締役（常勤監査等委員）	根本 勇也	
取 締 役 （監査等委員・社外・独立）	二宮 類四郎	
取 締 役 （監査等委員・社外・独立）	輿石 正博	

- (注) 1. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、取締役根本勇也氏を常勤の監査等委員として選定しております。
2. 取締役二宮類四郎氏、輿石正博氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。
3. 取締役二宮類四郎氏は金融機関での長年の業務経験から専門的な知識及び実務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社経営全般に対する監督やチェック機能を果たしております。
4. 取締役輿石正博氏は長年に亘る経理業務の経験から、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しており、当社経営全般に対する監督やチェック機能を果たしております。
5. 当社では、経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、執行役員、管理職従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は被保険者である対象者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。なお、補填する額については限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(3) 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	3名 (0名)	35,551千円 (一千万円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (2名)	11,376千円 (5,925千円)
合 計 （うち社外役員）	6名 (2名)	46,927千円 (5,925千円)

(注) 1. 期末現在の人員は、取締役（監査等委員を除く）3名、監査等委員である取締役3名であります。

2. 株主総会の決議による役員報酬の総額は次のとおりであります。

取締役 月額 10,000千円以内、監査等委員である取締役 月額 3,000千円以内（2022年7月28日定時株主総会決議）

当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）員数は3名、監査等委員である取締役は3名です。

3. 役員報酬等の内容の決定に関する事項

(ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方法

当社は取締役（監査等委員を除く）報酬につきましては、株主総会で決議された報酬の限度額の範囲内において、社外役員が過半数を占める指名報酬委員会での審議を経て取締役会にて決議しております。

(イ) 基本方針

指名報酬委員会での審議により、当社の取締役の報酬は金銭による固定報酬としており、生活基盤の安定を最小限保障することにより職務に専念させるとともに、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本としております。業績連動報酬等及び非金銭報酬等の支給は現在ございません。

(ウ) 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の額または算定方法に関する方針およびその内容の概要

監査等委員である取締役の報酬は金銭による固定報酬としております。株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、常勤・非常勤の別、監査業務の分担状況、取締役報酬の内容および水準等を考慮し、監査等委員である取締役の協議により決定します。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要

取締役（監査等委員）二宮類四郎氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に、監査等委員会8回のうち7回に出席しております。金融機関での長年の経験から、市場全体の状況を踏まえ客観的な立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会においては当社システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。また、任意の指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定および役員報酬決定における監督機能を担っております。

取締役（監査等委員）輿石正博氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に、また、監査等委員会8回のうち7回に出席しております。財務および会計等の長年の経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会においては当社システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

② 責任限定契約に関する事項

当社定款において、会社法第427条第1項の規定により社外役員との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、当社が社外役員と締結している個別の責任限定契約はありません。

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東光監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	14,868千円
② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,868千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めております。

2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、過年度の監査計画・監査の遂行状況及び報酬実績を確認し、当事業年度の報酬見積りの相当性について比較検討した結果、「適正な監査の確保」の観点から、合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,892,409	流動負債	1,376,050
現金及び預金	4,017,113	買掛金	270,927
売掛金	212,630	リース債務	4,934
S C 預け金	286,812	未払賞与	484,283
商品及び製品	42,796	未払費用	106,101
原材料及び貯蔵品	145,229	未払法人税等	76,416
前払費用	112,213	未払消費税等	264,727
その他	76,159	未払消費税	150,034
貸倒引当金	△546	契約負債	2,555
		前受り	235
		前受り	10,256
		前受り	10,256
		前受り	2,964
固定資産	3,828,553	資産除去債務	672
有形固定資産	1,535,505	ポイント引当金	1,940
建物	678,348	固定負債	728,252
機械及び装置	81,189	リース債務	13,249
工具、器具及び備品	228,569	退職給付引当金	401,504
土地	530,000	資産除去債務	292,513
リース資産	16,329	長期預り金	1,500
建設仮勘定	1,070	長期預り敷金	19,484
無形固定資産	43,246	負債合計	2,104,302
ソフトウェア	33,302		
電話加入権	9,944	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	2,249,801	株主資本	6,587,320
投資有価証券	67,639	資本金	50,000
出資金	320	資本剰余金	1,306,350
従業員に対する長期貸付金	555	資本準備金	683,009
長期前払費用	13,057	その他資本剰余金	623,341
繰延税金資産	321,046	利益剰余金	5,331,706
差入保証金	404,508	その他利益剰余金	5,331,706
敷金	1,442,675	別途積立金	4,080,000
貸倒引当金	△1	繰越利益剰余金	1,251,706
資産合計	8,720,963	自己株式	△100,735
		評価・換算差額等	29,340
		その他有価証券評価差額金	29,340
		純資産合計	6,616,660
		負債及び純資産合計	8,720,963

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2023年 5月 1日)
(至 2024年 4月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	12,382,521
売上原価	3,365,761
売上総利益	9,016,760
販売費及び一般管理費	8,019,595
営業利益	997,164
営業外収益	
受取利息	262
受取配当金	893
受取家賃	32,116
協賛金収入	4,600
助成金等収入	9,271
その他	8,320
営業外費用	
支払利息	1,087
不動産賃貸原価	1,642
その他	591
経常利益	1,049,308
特別損失	
固定資産除却損失	7,154
減損損失	10,529
税引前当期純利益	1,031,625
法人税、住民税及び事業税	349,805
法人税等調整額	△22,582
当期純利益	704,402

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月14日

東和フードサービス株式会社

取締役会 御 中

東光監査法人

東京都新宿区

指 定 社 員 公認会計士 前 川 裕 之
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 安 彦 潤 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東和フードサービス株式会社の2023年5月1日から2024年4月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年5月1日から2024年4月30日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取り組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断およびその理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年6月20日

東和フードサービス株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 根本 勇也 ㊟
監査等委員 二宮 類 四郎 ㊟
監査等委員 興 石 正 博 ㊟

(注) 監査等委員二宮類四郎、興石正博は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区新橋3丁目20番1号
TOWAJ'Sビル（本社ビル）8階 J'Sホール



交通のご案内

- JR新橋駅 烏森口改札より徒歩1分
- 地下鉄銀座線新橋駅より烏森口方面 徒歩3分
- 地下鉄都営浅草線新橋駅より 烏森口方面 徒歩5分

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。

目的地入力は不要です！

右図を
読み取りください。



TOWAJ'Sビル
（本社ビル）
8階 J'Sホール



本社ビル右側のエントランスよりエレベーターで
8階にお上がりください

